



令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る国の対応方針について

令和3年12月19日
本部事務局

令和3年11月開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、標記対応方針(案)（「提案の趣旨を踏まえ対応」、「実現できなかったもの」）が示された。このうち、関係府省調整対象となった関西広域連合提案3項目の結果は次のとおり。

1 提案の趣旨を踏まえ対応

① 中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲 重点	
求める措置	中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の関西広域連合への移譲
対応結果	事業分野別指針に関し、当該指針が定められていない事業分野については、関西広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
留意事項	事業分野別指針策定・経営力向上計画認定に係る権限移譲は実現しない。 代わりに、内閣府・中小企業庁が都道府県意向を調査の上、国自ら指針策定を検討。

② 専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	
求める措置	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体（都道府県又は市町村）との協定による緩和
対応結果	専門職大学の体育館その他のスポーツ施設については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」を改正し、令和3年度中に周知する。
留意事項	立地自治体との協定による専門職大学設置基準の規制緩和は実現しない。 代わりに、文部科学省の裁量の範囲で対応。

2 実現できなかったもの

③ 女性活躍推進法における一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び定量的な目標設定事項について地域の特性を踏まえた設定を可能とすること等	
求める措置	一般事業主が作成する女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画について、地域の特性を踏まえた状況把握事項等の設定を可能とするとともに、優れた取組を行う一般事業主の認定等に関する権限を関西広域連合への移譲
対応結果 (第2次回答要旨)	現行項目で業種特性を勘案した目標を事業主が設定することは可能であり、地域独自項目の設定根拠とはならない。省令項目以外で計画策定義務履行が可能となることも適当ではない。「えるばし」認定も全国统一基準で行う必要がある。
留意事項	行動計画指針策定・「えるばし」認定に係る権限移譲は実現しない。

3 今後のスケジュール

12月中下旬 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針決定）

（参考）提案募集全体の対応状況

区分	全国	うち連合提案	うち共同提案
(1) 提案の趣旨を踏まえ対応 (※)	145	2	9
(2) 現行規定で対応可能	2	0	0
(3) 実現できなかったもの	13	1	2
計	160	3	11

※ 提案どおり実現するものだけでなく、提案の一部のみの実現や異なる措置による対応も含まれる。